

飯田市エネルギーコスト削減促進事業補助金

補助金申請の手引き

飯田市では、全国的な原油及び原材料価格等の高騰対策支援として、事業者の皆様が行う設備の更新や、再生可能エネルギー機器の導入に対し、経費の一部を補助します。

本補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源として行う間接補助事業です。この手引書のほか、補助金交付要綱、各様式の記入例等をご確認いただき、取組趣旨をご理解いただいたうえで申請を行ってください。

◆受付期間

【申請受付期間】

令和7年7月1日（火）から令和7年9月1日（月）まで

申請受付期間中であっても、予算の上限額に達し次第終了となります。

【事業実績報告期限】

補助事業の完了の日から起算して30日以内 又は

令和8年3月2日（月）

対象事業の全てを終了し、市に事業実績報告書を提出する期限です。

◆申請書提出先・お問合せ先

エネルギーコスト削減促進事業補助金専用窓口

伊坪ビジネス株式会社内（飯田市松尾代田746-1 アザールビル1F）

電話：0265-48-5208 ※専用電話は6/16から問い合わせ可能です

受付時間 【7/1～8/22】9:00～17:00 【8/25以降】10:00～16:00

対面でのご相談に当たっては、事前に電話連絡をいただき、予約を行ってください。



飯田市 エネルギーコスト削減 検索

👉飯田市ホームページQRコード

<目次>

1	<u>補助事業の目的</u>	・・・ p. 1
2	<u>補助金交付対象者について</u>	・・・ p. 2
3	<u>対象設備について</u>	・・・ p. 4～6
4	<u>補助対象経費について</u>	・・・ p. 7
5	<u>補助率等について</u>	・・・ p. 8
6	<u>申請手続について</u>	・・・ p. 9～11
7	<u>補助金交付条件その他について</u>	・・・ p. 12
8	<u>受付・相談窓口について</u>	・・・ p. 13

I 補助事業の目的

飯田市エネルギーコスト削減促進事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として市が補助金の交付を行う「間接補助事業」です。

この補助事業には大きく以下の目的があります。

- ・全国的な原油及び原材料価格等の高騰を受け、事業者が行う事業活動の継続を支援するとともに、エネルギーコストの削減により収益構造の改善を促進します。
- ・事業活動の省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用及び、二酸化炭素排出量・削減量の見える化と計画策定促進により、「2050年いいだゼロカーボンシティ宣言」の実現を目指します。

このため、補助事業の実施（事業計画の策定）に当たっては、「エネルギーコストの削減が図られること」、「事業活動に伴う二酸化炭素排出量の可視化・削減が図られること」が必要となります。

補助金の交付申請に当たっては、上記事業目的をご理解いただいたうえで申請いただくようお願いいたします。

2 補助金交付対象者について

- ◆飯田市エネルギーコスト削減促進事業補助金（以下「補助金」といいます。）を受けられるのは、以下の条件を全て満たす事業者（法人、個人事業主）の方です。（国又は地方公共団体を除きます。）

【事業要件】

- ・飯田市内に事業所、施設等を有していること。
- ・長野県内に本社又は本店機能を有していること。
- ・申請書の提出日時点において現に事業を営んでいること。
- ・主たる業種が日本標準産業分類上の宗教業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業等でないこと。

【規模要件】

- ・大企業（中小企業支援法で規定される中小企業者以外の者）でないこと。

業種	資本金の額（又は出資の総額）	常時使用する従業員の数
製造業、その他 （ゴム製品製造業を除く）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業	3 億円以下	900 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業 （ソフトウェア業、情報処理 サービス業、旅館業を除く）	5,000 万円以下	100 人以下
ソフトウェア業、情報処理サ ービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

- ・みなし大企業（※）でないこと。
※みなし大企業とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している
 - ウ 大企業の一役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている
 - エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでに該当する中小企業者が所有している
 - オ アからウまでに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている

【その他要件】

- ・過去に飯田市エネルギーコスト削減促進事業補助金の交付を受けていないこと。
- ・納付すべき市税について滞納がないこと。
- ・飯田市暴力団排除条例（平成23年飯田市条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ・事業内容等が補助金の交付趣旨に合致しないものでないこと。
- ・その他補助金の交付に当たり付される要件、誓約事項等を遵守すること。

【取組要件】

- ・現に CO2 排出量の可視化を行い、かつ、排出量削減に向けた具体的な計画を有していること、又は、飯田市が実施する CO2 排出量可視化支援事業「うごくる B。CO2 排出量みえる化プログラム」へ申し込むこと。

CO2 排出量の可視化および削減計画については、下記を参考にしてください。

要件		審査における確認内容	
①温室効果ガスの可視化 ②排出削減計画を策定		①可視化の ☑確認基準	②削減計画の ☑確認基準
原則いずれか	パターン A 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(省エネ法)のエネルギー報告を行っている特定事業者	・年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kl以上 ・国への定期報告を毎年行っている	・定期報告書における各特定表、認定表、指定表(市外事業所に係るものは省略可)
	パターン B 第三者が提供する可視化・排出削減等のための支援(ツール)を利用している	・アスエネ(株):アスエネ ・勝ゼロボード:Zeroboard ・勝TBM:ScopeX ・三井住友銀行:Sustana ・e-dash(株):e-dash など	・GHGプロトコルに準拠し、Scope1、Scope2 排出量の算定を現に行っていること ・SBT等の認証に準拠した排出削減計画を有していること、又は1年以内に策定予定であること ・計画を策定した際は、速やかに提出すること
	パターン C 飯田市のCO2可視化等支援制度に申込を行い、支援対象者として決定を受けている	・「うごくるB。CO2排出量みえる化プログラム」へ申込 ・対象者として決定を受け、市事業の終了後も償還期間中の継続を予定	・補助金申請の時点では、「今後可視化に取り組む予定」で可 ・CO2排出量の可視化後に直近の排出状況を確認できる資料を提出 ・補助金申請の時点では、「今後策定の予定」で可 ・市の支援事業を通じ、年度末までに排出削減計画を策定のうえ、提出
	パターン D 長野県が提供するエネルギーコスト削減促進ツール(Eツール)により可視化等を行っている	・直近の事業活動に係るエネルギー使用量等を入力し、CO2排出量を可視化 ・設備更新の予定がある場合は、「区分I 導入設備」を作成	・「エネルギー起源CO2排出量計算表」の作成が確認できること ・設備更新の場合は「投資によるエネルギーコスト・CO2排出量削減効果」の作成が確認できること ・Eツールの利用により、「炭素生産性目標」が確認できること
	例外 独自の方法により排出量の可視化及び排出削減計画の策定を行っている	・独自に開発した計算ツール等で排出量を計算している	・GHGプロトコルに準拠し、Scope1、Scope2 排出量の算定を現に行っていること ・SBT等の認証に準拠した排出削減計画を有していること、又は1年以内に策定予定であること ・計画を策定した際は、速やかに提出すること

※図の C に該当する、飯田市が実施する CO2 排出量可視化支援事業「うごくる B。CO2 排出量みえる化プログラム」の詳細および申込については、飯田市ホームページをご確認ください。

詳しくはこちらから→



3 対象設備について

◆以下の表に掲げる設備であり、かつ、その導入によりエネルギーコストの削減効果及び二酸化炭素排出量の削減効果が見込まれるものとします。また、中古の設備を除きます。

- ・やむを得ない理由により以下に掲げる規格、省エネ性能等を満たさない設備を導入する場合は、事前にその省エネ性能等について市の確認を受けてください。
- ・更新の場合、既存設備を所有していることが条件となります。このため、既存設備をリース等により使用している場合は補助の対象となりません。
- ・賃借している建物等について、照明設備や建築物付属設備を導入する場合は、当該建物等の所有者（貸主）の同意（模様替えの承認）の確認が必要となります。

<対象設備一覧表>

設備区分	設備種別	規格	概要	省エネ性能に関する基準
空調・換気設備 (更新のみ対象)	業務用エアコン	JIS B 8616 (パッケージエアコンディショナ)	室内の快適な空調を目的とし、空気の循環によって冷房（暖房を兼ねるものを含む。）を行う、主として業務用の建物に用いられるように設計・製作されたエアコンディショナ（冷房専用、冷房・暖房兼用及び冷房・電熱装置暖房兼用の総称）であって、電動式の圧縮機、室内・室外熱交換器、送風機などを一つ又は二つのキャビネットに収納したもので、空冷式のものと及び水冷式のもののうち、定格冷房標準能力が 56kW 以下のもの	省エネ基準達成率 100%以上（※）
	一般用エアコン	JIS C 9612 (ルームエアコンディショナ)	室内の快適な空調を目的とし、冷房、並びに空気の循環及び除塵を行うルームエアコンディショナ（暖房を兼ねるものを含む。）であり、圧縮式冷凍機・送風機などを一つのキャビネットに内蔵した一体形で定格冷房能力が 10kW 以下のもの、圧縮式冷凍機・送風機などを二つのキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に一台の室内機を接続した定格冷房能力が 10kW 以下のもの、圧縮式冷凍機・送風機などを三つ以上のキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に二台以上の室内機を接続した定格冷房能力が 28kW 以下のもの。	省エネ基準達成率 100%以上（※）
	換気装置（熱交換型）	JIS B 8628（全熱交換器）で定める全熱交換器単体又は全熱交換・換気ユニット	居住空間などの快適な空調における省エネルギーを目的とした、補助加熱（霜取りを除く。）、冷却、加湿又は除湿部を除いた、給気及び排気の間で空気中の熱及び水分の交換を行う、空気対空気の熱交換器を備えたもの。	熱交換率（全熱交換効率）60%以上
照明設備 (更新のみ対象)	業務用 LED 照明器具 (人感センサー付きのものを含む)	JIS C 8106（施設用 LED 照明器具・施設用蛍光灯器具）で定める施設用 LED 照明器具	施設の全般照明に使用する入力電圧が交流 300V 以下の差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどの接続器を使用しないで、電源の電線を接続する LED 光源を主光源とする照明器具及びライティングダクトに接続するためのプラグをもつライティングダクト用の LED 光源を主光源とした照明器具（特殊用照明器具、移動灯器具、道路及び街路照明器具・投光器、電球形 LED ランプを使用した照明器具を除く）	省エネ基準達成率 100%以上（※）
	一般用 LED 照明器具 (人感センサー付きのものを含む)	JIS C 8115（家庭用 LED 照明器具・家庭用蛍光灯器具）で定める家庭用 LED 照明器具	主として家庭で用いる入力電圧が交流 100V の電源に差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどによって容易に接続できる LED 光源を主光源とする照明器具（防水照明器具、移動灯器具、電球形 LED ランプを使用した照明器具を除く）	省エネ基準達成率 100%以上（※）

冷蔵・冷凍設備 (更新のみ対象)	業務用冷蔵・冷凍庫	JIS B 8630(業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫—特性及び試験方法) で定める業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	密閉形圧縮機冷却装置と貯蔵室を構成する箱体とを一体とした定格内容積 2,000L 以下で汎用性のある量産された業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫(電気以外のエネルギー源で作動する業務用冷却機器を除く)	省エネ基準達成率 100%以上 (※)
	一般用冷蔵・冷凍庫	JIS C 9607(電気冷蔵庫及び電気冷凍庫) で定める家庭用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	圧縮式冷凍機と貯蔵室とで構成する箱体を一体とした定格内容積 800L 以下の家庭用電気冷蔵庫及び定格内容積 600L 以下の家庭用電気冷凍庫	省エネ基準達成率 100%以上 (※)
	冷凍・冷蔵ショーケース	JIS B 8631-1(冷凍・冷蔵ショーケース—第 1 部:用語) で定める冷凍・冷蔵ショーケース	食品の販売及び陳列のために収容した冷蔵又は冷凍食品を規定の温度範囲内に維持することができる、冷凍・冷蔵システムで冷却されたショーケース(冷凍・冷蔵自動販売機、移動販売若しくは類似の非小売り用として意図したショーケースを除く)	省エネ基準達成率 100%以上 (※)
	冷凍・冷蔵ユニットクーラ	JIS B 8626(冷凍用ユニットクーラー冷凍能力試験方法) で定めるユニットクーラであり、冷凍用・空調用のもの	冷媒液・ガス熱交換器付きを含む、冷却管内で冷媒を蒸発させて管外空気を冷却する工場組立ユニットで、空気を強制循環させる送風機をもつ冷凍用又は空調用のユニットクーラ	冷却能力(kW)/消費電力(kW) 20.0 以上 (標準定格試験条件)
産業用モータ (更新のみ対象)	電動空気圧縮機(エアークンプレッサー)	JIS C 4034(回転電気機械) で定める電動機から構成される圧縮機であり、インバータ制御の機能を有するもの	インバータ制御の機能を有するモータ単体、圧縮機	省エネ基準達成率 100%以上 (※)
車両 (新設・更新共に対象)	E V ・ P H V (電気自動車(車載型蓄電池))	C E V 補助金の補助対象車両・対象設備	・CEV 補助金又は商用車等の電動化促進事業の補助対象車両であること ・太陽光発電設備(原則自己所有)が設置された、飯田市内の建物等の所在地を使用の本拠とするものであること ・使用の本拠とする建物等に V2H・V2B 充放電設備を設置すること ・飯田市災害時協力登録車制度に 3 年以上登録すること	外部給電機能を有し、V2H 等充放電設備との併用により、蓄電池としての利用ができること
充放電設備 (新設のみ対象)	V 2 H		・太陽光発電などの再生可能エネルギーを蓄電する電気自動車等から給電を行うものであること ・経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金」で補助の対象となる設備であること	導入される設備の使用によりエネルギーコスト削減効果が見込まれること
	V 2 B		・太陽光発電などの再生可能エネルギーを蓄電する電気自動車等から給電を行うものであること ・事業者が自ら有する事務所、工場等に給電することを目的に設置される設備であること	
発電設備 (新設のみ対象)	太陽光パネル及び付属設備	JIS C 8960(太陽光発電用語) 及び JIS C 8905(独立形太陽光発電システム通則) で定める独立形太陽光発電システム又は系統連系形太陽光発電システム	(独立形太陽光発電システム) 商用電力系統から独立して電力を供給するものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置(太陽電池アレイ、主幹制御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置) (系統連系形太陽光発電システム) 商用電力系統に接続し、電力の送出及び受取を行うものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置(太陽電池アレイ、主幹制御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置)	[出力 2kW 以上に限る] [発電する電気の 50%以上を自家消費するものに限る]

蓄電設備 (新設のみ対象)	蓄電池及び 付属設備	リチウムイオン蓄電池 JIS C8715-1、JIS C8715-2 リチウムイオン蓄電池以外 平成 26 年 4 月 14 日消防庁 告示第 10 号「蓄電池設備の 基準第二の二」に記載の規 格	上記太陽光発電システムによって発電された電気を 蓄電するための蓄電池及びこれに附属する装置であ り、平時において充放電を繰り返すことを前提とした 設備であること。(停電時のみに利用する非常用予備 電源でないこと。)	[蓄電容量 1kWh 以 上に限る]
------------------	---------------	--	---	-----------------------

※エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づ
く省エネ基準がない場合は、エネルギー効率（通年エネルギー消費効率、固有エネルギー消費効率（発光効
率、年間加熱効率、年間消費電力量の削減効果等）が更新前の設備より高くなっていること。

◆補助金を充てて導入した設備の取扱いについて

- ・単価 50 万円（税抜き。照明設備及び建物附属設備の場合は総額。以下同じ。）以上の設備は、
「処分制限財産」に当たり、補助金の交付後一定の期間（当該設備の法定耐用年数期間）そ
の処分（目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。処分制限期間内に当該設
備を処分する場合は、あらかじめ市に申請し、承認を受けなければなりません。この場合、
既に交付した補助金の一部を返納する必要を生じることがあります。
- ・単価 50 万円（税抜き）以上の設備を導入する場合は、2 者以上からの見積書の徴取が必要と
なります。やむを得ない理由により 2 者以上からの見積書の徴取ができない場合は、業者選
定理由書により業者選定の理由を明示していただく必要があります。

◆賃貸借物件において事業を実施する場合について

- ・入居者が建物の所有権を有しない場合（貸事務所等）の場合、以下のような取扱いとなりま
す。

・賃借人（入居者）が設備を導入する場合

補助金の申請者は、賃借人となります。賃貸借物件の模様替え等に関し、貸主の同意が必要
となるため、申請書には賃貸借契約書の写し、貸主の同意書を添付してください。

・賃貸人（不動産賃貸業者）が設備を導入する場合

エネルギーコストの削減効果を確認するため、以下の例のような場合は、賃借人の事業情報
が必要となります。

例) 個メーター管理等により、電気料を賃借人が直接支払っている場合や、電気料相当額を
毎月計算し貸主に支払っている場合など

この場合、賃借人（入居者）の事業活動に係るエネルギーコストの削減効果を確認する必要
があるため、賃貸人名の申請書類に加え、賃借人名の申請書類が必要となります。

また、事業効果を確認するに当たり、賃借人（入居者）に設備の稼働状況やエネルギーコス
トの削減状況等について照会することがあります。この場合において、補助事業の効果が認
められないときは、賃貸人に対する補助金の交付決定が取り消され、既に交付した補助金の
全部又は一部を返納していただく可能性があります。

4 補助対象経費について

◆以下の条件を満たす経費が補助金対象経費となります。

- ・補助金の交付決定後（事前着手の承認を得た場合を除く）に事業着手し、令和8年2月28日までに完了（発注・納品・対価の支払が完了）した経費であること。
- ・更新前の設備を処分することによって得られる収益は、対象経費から控除されたものであること。
- ・国、県その他の公的団体が実施する補助事業（国、県等以外の団体が国、県等から補助を受けて実施する事業を含む）の対象経費（併用が認められる県、市単独の補助事業の対象経費を除く）でないこと。
- ・対象設備の更新又は新設に通常要する次の表の経費であること。

<対象となる経費>

項目	内訳
設備費	対象設備の導入等に係る購入、製造、据付等に通常必要となる経費 (例) 機器の購入費、その他事業実施に必要な不可欠な付属機器の設置費
工事費	対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費（対象設備の導入等に係る設計に要する経費を含む）
処分費	既存設備を更新する場合の既存設備等の撤去、処分に必要な経費

※いずれも消費税相当額を除きます。

※過剰とみなされるもの、予備用とみなされるもの等に要する経費は対象外です。

以下の経費は補助対象経費となりませんのでご注意ください。

<対象とならない経費>

項目	内訳
設備費	リース料、必要不可欠とは認められない付属機器等に係る費用
工事費	安全対策費、土地や建物の取得・賃貸・管理等に要する費用、道路使用許可申請費用、その他補助事業と直接関係のない工事、設計に要する費用
処分費	補助事業と直接関係のない設備等の撤去、処分に必要な経費
諸経費	一般管理費、諸経費（保証料、租税公課、通信交通費、金融機関への振込手数料、その他）、経費の積算に要する費用、補助金申請書類等の作成費用等

◆その他留意事項

- ・支払い方法に関し、商品券、金券、ポイント、仮想通貨等での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払、相殺による決済は対象外です。
- ・補助事業の期間内に支出が完了しないもの（分割払、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等からの引き落としが補助事業の期間内に完了していることが必要）は対象外です。
- ・電子商取引を行う場合であっても、設備の仕様、見積、発注、納品、請求及び支払といった事実確認の書類の提出が必要となります。これら一連の経理処理の証拠となる書類の提出が可能であることを事前にご確認ください。
- ・自社での施工が可能と認められる部分について外注した場合、当該経費は対象外となります。また、自社内での取引に係るものは対象外となります。

5 補助率等について

◆補助率

【発電設備以外】

- ・ 2／3 以内（対象経費が 150 万円以下の部分）
- ・ 1／2 以内（対象経費が 150 万円を超える部分）

【発電設備】

- ・ 出力 1 k W 当たり 5 万円以内

◆補助下限額

10 万円（発電設備以外：対象経費 15 万円以上、発電設備：2 k W 以上）

事業費及び補助金申請予定額が上記に満たない場合は、申請することができません。

◆補助上限額

300 万円（発電設備以外：対象経費 550 万円、発電設備：出力 60 k W 相当）

- ・ 補助金の交付を受けられるのは、一の事業者につき 1 回までです。
- ・ 予算執行その他の事情により、上記の補助率に満たない交付額となる場合があります。あらかじめご了承ください。

6 申請手続について

【申請受付期間】

令和7年7月1日（火）から令和7年9月1日（月）まで

※申請受付期間中であっても、予算の上限額に達し次第終了となります。

申請書及び実績報告書は、直接専用窓口（伊坪ビジネス株式会社内）に持参し提出してください。

（各自治振興センター窓口や郵送等による受付はできません。）

申請書及び実績報告書は、必要となる書類の記載、添付書類の添付があって初めて受付となります。このため、窓口において提出があった場合であっても、申請書等の条件を満たしていない場合は受付となりませんのであらかじめご了承ください。

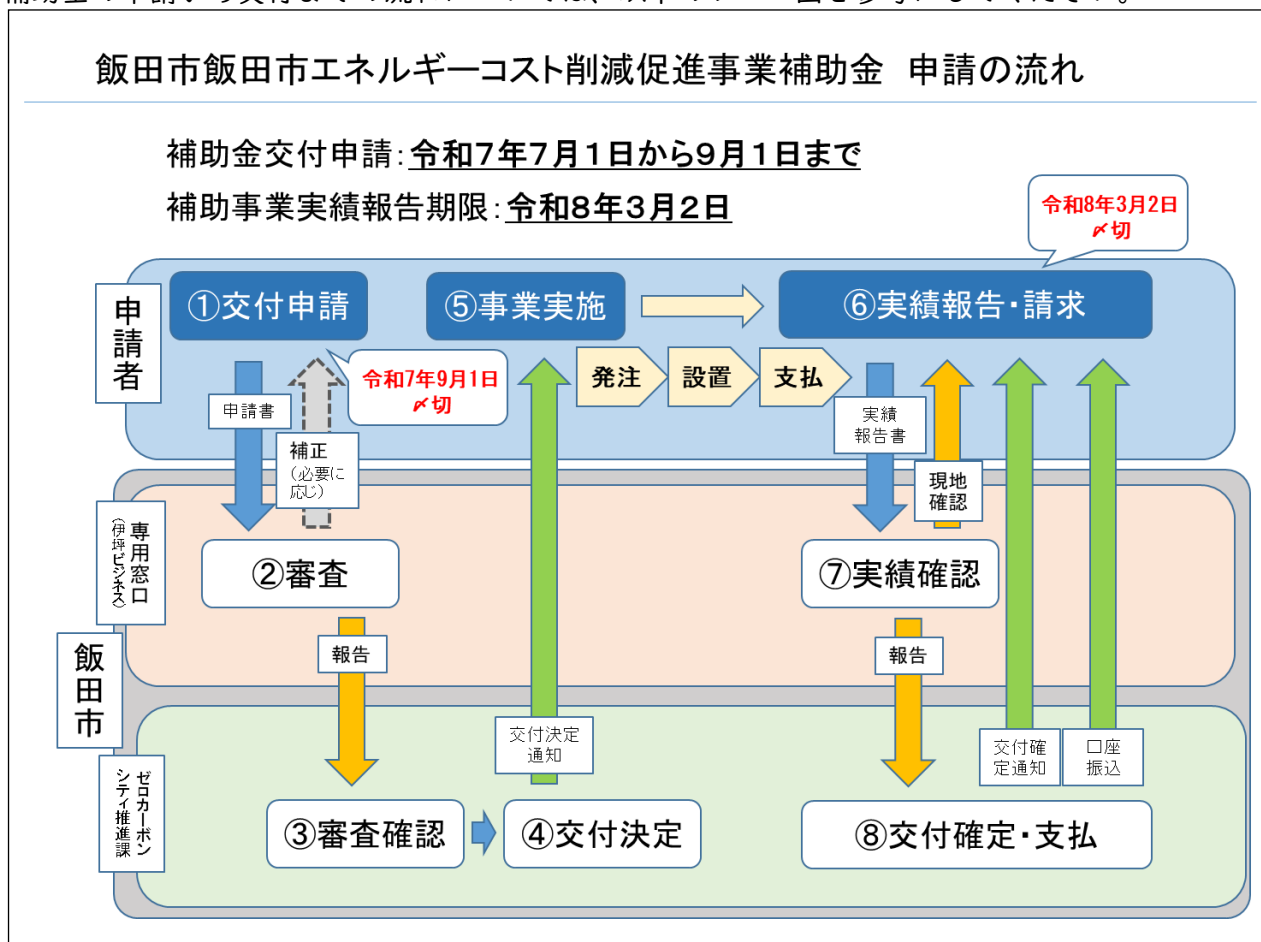
【事業実績報告期限】

令和8年3月2日（月）

対象事業の全てを終了し、市に事業実績報告書を提出する期限です。

事業実績報告は、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は令和8年3月2日（月）までに行わなければなりません。期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても補助の対象となりませんのでご注意ください。

補助金の申請から交付までの流れについては、以下のフロー図を参考にしてください。



◆提出書類について

【交付申請時提出書類】

	提出書類	提出区分	様式等	チェック
全ての申請者が提出する書類	飯田市エネルギーコスト削減促進事業補助金交付申請書	必須	様式第1号	☐
	エネルギーコスト削減等事業計画書	必須	様式第1号別紙	☐
	CO2排出可視化・削減目標の設定がわかるもの 又は うごくるB.CO2排出量みえる化プログラム対象者決定通知の写し	必須	—	☐
	対象設備確認書（更新 又は 新設）	必須	様式第2号	☐
	導入設備の仕様がわかる資料（カタログ、メーカー、型番明記）	必須	—	☐
	①見積書（上記導入設備のメーカー・型番明記） ②業者選定理由書（特定の事業者との随意契約について理由がある場合のみ）	必須 ※1	②別様式	☐
	対象設備確認書補足集計表 ※空調・換気設備（エアコン）、照明設備、発電設備の場合はご提出ください。	必須	別様式	☐
更新のみ	既存設備・更新設備の仕様がわかる資料（メーカー、型番明記） ※資料が無い場合は、銘板等メーカー及び型番が確認できる写真を添付してください。	更新必須	様式第2号 添付書類	☐
更新のみ	既存設備の写真、配置図、平面図 更新設備の設置予定場所の写真	更新必須	—	☐
事前着手	飯田市エネルギーコスト削減促進事業補助金交付決定前着手届	※2	様式第3号	☐
法人	履歴事項全部証明書	法人必須	法務局で取得	☐
法人	法人事業概況説明書（確定申告書類）：収受印必須	法人必須 ※3	税務署に提出した控え	☐
法人	法人税確定申告書：別表一及び別表四（直近1期分）	法人必須	税務署に提出した控え	☐
法人	貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）	法人必須	—	☐
個人	確定申告書B（第一表・第二表） 青色申告決算書又は収支内訳書：収受印必須	個人必須 ※3	税務署に提出した控え	☐
賃貸物件	賃貸借契約書の写し ①（賃借人が設備を導入する場合）貸主の同意書 ②（貸主が設備を導入する場合）入居事業者のエネルギーコストの削減を確認できる資料	賃貸物件 必須	①任意様式 ②別様式	☐

※1 単価50万円（税抜）以上の場合は2社以上からの見積りが必要です。照明設備及び建物付属設備については、総額50万円（税抜）以上の場合2社以上からの見積りが必要です。ただし、特定の事業者との随意契約について理由がある場合は、理由書の添付によることができます。

※2 補助金の交付決定前に着手する場合必要。ただし、令和7年7月1日以降の取組が対象

※3 税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字されていることが必要。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付することが必要。

※4 受付番号については受付窓口において記入しますので記載の必要はありません。

【実績報告時提出書類】

	提出書類	提出区分	様式等	チェック
全ての事業者が提出する書類	飯田市エネルギーコスト削減促進事業補助金実績報告書(兼交付請求書)	必須	様式第6号	☐
	エネルギーコスト削減促進事業実績報告書	選択	様式第6号別紙	☐
	取得財産管理台帳 ※1	選択	様式第8号	☐
	見積書(交付申請時に取得したもので、発注日に有効なもの)の写し	必須	—	☐
	発注書又は契約書の写し	必須	—	☐
	納品書又は完了報告書(検収日及び検収担当者サインの確認できるもの)の写し	必須	—	☐
	請求書の写し	必須	—	☐
	支払確認ができる書類(振込の控え・通帳の写し等)	必須	—	☐
	導入設備の写真、導入後の配置図、平面図、設置場所の写真(申請時の写真と同じアングル) ※2	必須	—	☐
	現地調査チェックシートの写し ※3	必要に応じ	—	☐
更新のみ	更新前設備廃棄証明書 ※4	更新必須	様式第7号	☐
更新のみ	上記廃棄物のマニフェストB2票以降、フロン回収証明書の写し又は家電リサイクル券・排出者控えの写し ※5	更新必須	—	☐
更新のみ	(更新前の設備の所有を確認する書類) 更新前の設備の記載がある資産台帳又は売買契約書 上記がない場合で自己所有建物:建物の不動産登記簿謄本、説明文(印)及び設備の写真 ※6 上記がない場合で賃貸建物:賃貸借契約書の写し、貸主の確認文(印)及び設備の写真 ※上記資産台帳は、個人事業者の場合青色申告の方は3面、白色申告の方は2面でも可	更新必須	—	☐

※1 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円(税抜き)以上の設備の場合に提出してください。

※2 導入設備の写真については、設備全体が確認できるもの及び型番等の確認ができるものとしてください。

※3 飯田市専門窓口の担当者が、対象設備について現地調査したチェックシートの写しを提出してください。
(必要に応じ、現地調査実施後に交付します。)

※4 申請事業者が更新前設備を廃棄したことを証明してください。

※5 廃棄物の種類によってマニフェスト又は家電リサイクル券が発行されます。マニフェストB2票以降の写し、フロン回収証明書の写し又は家電リサイクル券・排出者控えの写しを提出してください。

※6 更新前の設備を所有していたことを説明する書類です。該当の書類がない場合はご相談ください。

【その他提出書類】

上記のほか、設備の導入状況や稼働の状況等に関する事実確認のため、書類の提出を求める場合があります。

7 補助金交付条件その他について

◆補助事業への着手時期について

補助事業への着手は、補助金の交付申請を行い、市から交付決定を受けた日以後となります。それより前に契約したり、支出したりした経費については、補助の対象となりませんのでご注意ください。

工期の都合等やむを得ない理由により、交付決定前の事業着手をせざるを得ない場合は、交付決定前着手届（様式第4号）をあらかじめ提出し、市の承諾を受けなければなりません。

◆事業計画の変更、中止等について

一度市に提出し、補助金の交付決定を受けた事業について、変更し、又は中止する場合には、あらかじめ市に変更事業計画書（様式第5号）を提出し、市の承諾を受けなければなりません。

◆補助金の支払いについて

補助金の確定を受けた対象者は、30日以内に補助金の請求書を提出しなければなりません。補助金の振込先の口座は、原則として申請者本人の名義であるものとします。

事業実施の際には自己負担が必要となり、補助金は実績報告後の清算払です。

◆補助事業の経理について

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類等については、事業完了後5年間保管しなければなりません。また、市から当該証拠書類等に係る情報提示を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、補助金は経理上補助金の額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

◆設備の導入及び稼働状況の確認等について

補助事業によって導入した設備の設置や稼働の状況等について、補助事業の実績確認や効果確認のため、所有者の同意を得てその状況を現地に確認させていただくことがあります。設置や稼働の状況等の確認ができない場合は、補助金の交付決定が取り消される可能性があります。

◆補助金交付後の事業実績報告等について

補助金の交付後一定期間経過後に、設備の稼働状況やエネルギーコストの削減状況等について照会することがあります。この場合において、補助事業の効果（エネルギーコストの削減効果及び二酸化炭素排出量の削減効果）が認められないときは、補助金の交付決定が取り消され、既に交付した補助金の全部又は一部を返納していただく可能性があります。

8 受付・相談窓口について

- ◆飯田市では、令和8年3月2日まで、以下のとおり今回の補助金に関する臨時の専用窓口を設置します。

【窓口の名称】エネルギーコスト削減促進事業補助金専用窓口

【場所】伊坪ビジネス株式会社（飯田市松尾代田 746-1 アザールビル 1F）

【受付内容等】

補助金交付申請書、実績報告書等の受付、
申請書作成方法、添付資料関係、
その他補助事業全般に関する相談受付

【補助金専用電話番号】

0265-48-5208

※電話でのお問合せは 6/16 以降可能です

【受付時間】

①7/1～8/22

9:00から17:00まで

②8/25以降

10:00から16:00まで



- ・その他制度全般に係るお問合せ先

飯田市市民協働環境部ゼロカーボンシティ推進課

電話：(代表) 0265-22-4511 (内線) 5472